

○和木町野猪被害防止対策事業補助金交付要綱

平成13年11月26日

要綱第13号

(目的)

第1条 この要綱は、農作物等の被害を防止するために実施する野猪被害防止対策事業（以下「事業」という。）にかかる補助金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象等)

第2条 町は予算の範囲内において、農業者が当該事業を実施するために要する経費の内、野猪防護柵の新設又は補修に要した資材にかかる経費について補助するものとする。ただし、既に補助により設置した施設の補助は、設置後3年を経過したものに限る。

2 前項の規定により補助対象となる事業の補助率は、2分の1以内とし、100円未満を切り捨てる。

ただし、20,000円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付申請をしようとする者は、野猪被害防止対策事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「補助金交付申請書」という。）を町長に提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第4条 町長は、前条の規定により提出された補助金交付申請書の内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を「野猪被害防止対策事業補

助金交付仮決定通知書（様式第2号）」により、当該申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第5条 申請者は、防護柵の設置完了後、速やかに補助金請求書（様式第3号）を提出しなければならない。

（補助金の交付）

第6条 町長は、補助金交付申請書の内容及び現地調査終了後、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

2 町長は、補助金を交付する場合は、野猪被害防止対策事業補助金交付決定通知書（様式第4号）を申請者に送付するものとする。

（補助金交付決定の取消等）

第7条 町長は、次の各号の一に該当すると認めた場合は、補助金の交付を取り消すものとする。

（1） この要綱に違反したと認めるとき

（2） 事業施行状況が不相当と認めるとき

（3） 虚偽の申請と認めるとき

2 町長は、前項の規定により補助金の交付を取り消した場合は、野猪被害防止対策事業補助金交付決定取消通知書（様式第5号）を申請者に送付するものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成13年4月1日から適用

する。

附 則（令和4年告示第16号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。